



ネクセラファーマ株式会社

コーポレートガバナンス・ガイドライン

2022 年 11 月 15 日制定

2024 年 4 月 1 日改定

## 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| <b>第Ⅰ章 総則</b>                    | 3  |
| 第1条（目的）                          | 3  |
| 第2条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）         | 3  |
| 第3条（本ガイドラインの制定および改廃）             | 4  |
| <b>第Ⅱ章 株主の権利、平等性の確保および株主との対話</b> | 4  |
| 第4条（株主総会）                        | 4  |
| 第5条（株主との建設的な対話）                  | 4  |
| 第6条（政策保有株）                       | 5  |
| 第7条（敵対的買収防衛策）                    | 5  |
| 第8条（資本政策）                        | 5  |
| 第9条（関連当事者取引）                     | 6  |
| <b>第Ⅲ章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働</b>  | 6  |
| 第10条（サステナビリティに関する基本的な考え方）        | 6  |
| 第11条（従業員）                        | 6  |
| 第12条（取引先）                        | 7  |
| 第13条（内部通報）                       | 7  |
| <b>第Ⅳ章 適切な情報開示と透明性の確保</b>        | 7  |
| 第14条（情報開示）                       | 7  |
| <b>第Ⅴ章 コーポレートガバナンスの体制</b>        | 8  |
| 第15条（取締役会）                       | 8  |
| 第16条（取締役会の構成等）                   | 8  |
| 第17条（社外取締役）                      | 8  |
| 第18条（代表執行役 CEO）                  | 9  |
| 第19条（執行役）                        | 9  |
| 第20条（指名委員会）                      | 9  |
| 第21条（報酬委員会）                      | 10 |
| 第22条（監査委員会）                      | 10 |
| 第23条（任意の委員会）                     | 11 |
| 第24条（会社による支援）                    | 11 |
| 第25条（実効性評価）                      | 12 |
| 第26条（会計監査人）                      | 12 |
| 第27条（内部監査）                       | 12 |
| <b>附 則</b>                       | 12 |
| （別紙）「社外役員の独立性に関する基準」             | 13 |

## 第Ⅰ章 総則

### 第1条（目的）

1.1 本ガイドラインは、ネクセラファーマ株式会社（以下「当社」という。）および当社が支配する各社（以下総称して「当社グループ」という。）が、当社が掲げる会社理念の実現を通じて、持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させ、ステークホルダーの共同の利益や社会価値の創造に貢献するためのコーポレートガバナンスの方針を定めるものである。

#### 【ミッション】

当社グループは、最先端のテクノロジーにより、画期的な医薬品をいち早くお届けします。

#### 【ビジョン】

当社グループは、日本から世界にイノベーションを届け、日本発の国際的なリーディングバイオ企業になります。

#### 【バリュー】

当社グループは、普遍の行動規範として以下の5つのコアバリューを掲げます。

- ・患者ならびにそのご家族、医療従事者、介護者への貢献を、第一の使命とします
- ・イノベーションとチームワークを原動力に、成功を引き寄せます
- ・本質的な課題の解決に、全力で集中します
- ・迅速かつ大胆に決断し、行動します
- ・オペレーショナル・エクセレンスを追求します

### 第2条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

2.1 当社グループは、当社グループが持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させるために実効的なコーポレートガバナンス体制は欠くことのできないものであると認識しており、コーポレートガバナンスに対する当社のコミットメントを示すため本ガイドラインを制定した。

2.2 当社は、法定の3委員会と執行役を設置するガバナンス体制（指名委員会等設置会社）を採用している。取締役会は、業務執行と経営の監督を分離し、多様な社外役員の活用と法が認める意思決定権限の執行役への委任により経営戦略の策定と監督機能に注力する。

2.3 当社は、株主、投資家、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダー（利害関係者）に対する説明責任を果たすことなどにより、経営の公正性、透明性を高め、コーポレートガバナンスのさらなる向上に努める。

### 第3条（本ガイドラインの制定および改定等）

3.1 本ガイドラインは当社の取締役会により制定される。取締役会は、本ガイドラインの実施状況を少なくとも1年に1度検証し、検証の結果、当社グループを取り巻く内外の状況やニーズを踏まえて、さらなるコーポレートガバナンス体制や実効性の向上のために改定が必要または有効と認められたときには、取締役会決議によってこれを改定する。

## 第II章 株主の権利、平等性の確保および株主との対話

### 第4条（株主総会）

4.1 当社は、最高意思決定機関である株主総会において株主が権利を適切に行使できるよう十分かつ適切な情報提供と説明を行うことを基本方針とし、これに基づき株主総会の運営を行う。また少数株主による権利行使を不当に妨げることをないよう配慮する。

4.1.1 多くの株主が権利を行使できるよう、開催方法、開催日時、開催場所等を決定する。開催日時に関しては、原則として集中日を避けるよう努める。

4.1.2 招集通知は、当社および東京証券取引所のウェブサイト、議決権電子行使プラットフォームへの掲載などにより日本語および英語により提供する。

4.1.3 議決権行使に関しては、インターネット議決権行使サイトによる議決権行使および機関投資家向けの議決権電子行使プラットフォームの利用環境を提供する。

4.1.4 株主総会の議案に対して相当数の反対票が投じられたと認められた場合には、取締役会は、その原因分析を行い、必要に応じて株主との共有など必要な措置を行う。

### 第5条（株主との建設的な対話）

5.1 当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るべく、株主との建設的な対話を行う。

5.2 株主との対話は、代表執行役社長 CEO（以下単に、「CEO」という。）および最高財務責任者（以下、「CFO」という。）、また、株主の合理的な要請がある場合は、社外取締役を含む取締役が行うことを基本とする。

5.3 当社は、株主との対話を通じ、当社グループの経営方針等を株主に分かりやすく説明し理解を得るよう努め、対話を通じて得られた株主の関心や懸念事項を経営陣幹部および取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に向けた活動につき協議する。

5.4 当社は、株主、機関投資家・個人投資家およびアナリスト向けに定期的な説明会を実施し、経営戦略および財務情報、非財務情報について説明する。また、公正性、透明性を確保するため、アナリスト・機関投資家向け説明会の模様は、原則として、終了後に動画または音声により配信する。

5.5 当社の株主との対話全般については、CFO が統括責任者として、建設的な対話の実現に責任を負う。

5.6 当社は、投資家との対話全般について、IR&コーポレートストラテジー部を設置し、その対応と実施に当てる。IR&コーポレートストラテジー部は、経営陣幹部、経理、人事総務、法務部門等と定期的に情報交換を行い、連携して株主との対話の支援を行う。

5.7 当社は、経営戦略等の策定・公表に際して、その実現のために実行する投資や事業ポートフォリオの再編などについて説明する。

## 第6条（政策保有株）

6.1 当社は、当社グループの経営戦略や事業計画の遂行の過程において、純投資目的でまたはその他の合理的な理由により取引先の上場株式を保有できるものとする。

6.2 当社は、保有する株式の保有状況を定期的に評価し、特にその保有規模が増加する場合には取締役会による検討・判断を行う。また、契約等により保有すべきとされる期間が経過した以降は、投資リターンや将来予測、一般的な市場の状況や当社における流動性確保の必要性などを考慮して、保有継続の判断を行う。

6.3 政策保有株の議決権行使に関しては、CEO が必要に応じて取締役会、CFO、チーフ・アカウンティング・オフィサー（以下「CAO」という。）、その他関係執行役などの見解も勘案したうえで当社の企業価値の向上および株主共同の利益に資すると考えられる合理的な行使を行うものとし、行使結果を取締役に報告する。

6.4 当社は、本条に基づく政策保有株の保有状況、検証結果について、適宜開示する。

## 第7条（敵対的買収防衛策）

7.1 当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合や当社株式が公開買付に付された場合には、株主共同の利益に資するべく適時適切な情報開示に努めるとともに、取締役会としての考え方を株主に対して説明し、また、当社の企業価値や株主共同の利益の確保と向上を図り、株主が十分な情報に基づいた決定を行うことを補佐するために、会社法、金融商品取引法などの法令が許す範囲において適切な措置を講ずる。

## 第8条（資本政策）

8.1 株主還元を含む資本政策の基本的な方針を取締役会で決定したときには、適切な機会を設けて株主、投資家などのステークホルダーに対して説明を行う。ただし、当社は、現在のところ、新薬候補物質の探索および初期開発にフォーカスしている。また、当社は、研究、開発、事業の推進および拡大のために、現在保有する資金および将来の収益を留保することとしており、当面の間、収益性や資本効率の目標値の開示または配当の支払を予定していない。従って、株主還元は、企業価値向上の結果としての株式

価値の増大に限定されることとなる。

8.2 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合には、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性について取締役会において検討、承認した後、株主に対して説明する。

8.3 剰余金の配当は、適切と認められたときに、定款の定めに従い取締役会で決議する。

## 第9条（関連当事者取引）

9.1 当社グループは、いわゆる関連当事者との間における有償無償を問わない一切の取引について、その実行により当社および株主共通の利益が害されることのないよう、取引の必要性および取引内容の合理性、妥当性等について十分に検討し、対象取引の重要性に応じて CEO および／または取締役会の審議・承認を受けるものとする。

## 第III章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

### 第10条（サステナビリティに関する基本的な考え方）

10.1 当社は、当社グループが永く存続し、継続的な事業成長を実現することにより、従業員、取引先、患者さま、ひいては地域・社会におよぶ様々なステークホルダーの幸福に寄与する。

10.2 当社は、取締役会および経営陣の強いリーダーシップの下、社員一人ひとりによるコアバリューの理解と実践を実現する。

10.3 当社は、当社グループの持続的な企業価値の向上にとって、従業員や取引先などとの公正・公平・適切な関係や気候変動などの地球環境問題へ配慮し、自然災害等への危機管理などが重要な経営課題であると認識し、定常的に関連情報の収集に努めるとともに、具体的な施策について、取締役会、任意の委員会、経営陣などにより検討する。

10.4 当社グループは、グローバルで急速に変化する競争環境において、国籍・人種・民族・出身・性別、経歴、専門性を尊重し、多様性に富んだ価値観が真の意味で評価される職場環境の実現を推進する。

10.5 当社グループは、当社グループの経営戦略に沿って戦略的な知的財産ポートフォリオを構築し適切に活用する。当社は、独自かつ先進のサイエンスとテクノロジーに支えられた日本屈指の革新的バイオ医薬品企業を目指す当社グループにとって、知的財産は人財に加えて極めて重要な経営資産であると認識する。また、第三者の知的財産も尊重する。

### 第11条（従業員）

11.1 当社グループは、人権およびその多様性を尊重し、従業員の相互理解と尊重を推進するとともに多様な人材がコアバリューに基づき存分に能力を発揮できる組織文化や環境を育む。

11.2 当社グループは、前項の価値観を醸成するために、採用、各種研修、評価などにおいて多様性促

進に配慮し、適切に従業員を教育指導するなどコアバリューの実践を推進する。

## 第12条（取引先）

12.1 当社は、効率性・経済性および品質・数量・価格・納期における適正性の観点から公正かつ効果的に取引先を選定および管理する。

12.2 当社は、取締役、執行役、従業員などがその立場を濫用して、当社グループの利益や株主共同の利益に反する取引の防止に努める。なお、取締役会は、当社の取締役および執行役による利益相反取引または競業取引に係る取引を監督する。

## 第13条（内部通報）

13.1 当社は、当社グループによる組織的、個人的な法令違反や不正行為を早期に発見・是正することによりコンプライアンス経営を強化するため、当社グループの役職員による相談や通報を適時適切かつ適正に取り扱う内部通報制度を設ける。

13.2 当社は、内部通報制度を利用した相談や通報に関して、公益通報者保護法、個人情報保護法など各種法令規則を遵守して通報者の秘密を保護し、通報者や通報の対象となった者が不当に不利益を被ることを防止する。

13.3 取締役会は、内部通報制度の運用を定期的に監視、評価し、必要に応じて改善する。

## 第IV章 適切な情報開示と透明性の確保

### 第14条（情報開示）

14.1 当社は、財務情報および非財務情報について、会社法、金融商品取引法その他法令ならびに東京証券取引所の定める規則に従い、適時適切かつ公平な情報開示を行う。また、法令に基づく開示以外の情報提供についても、積極的かつ公平に開示する。

14.2 取締役会は、開示する情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努める。

14.3 当社は、様々なステークホルダーに対して公平な開示を行うため、可能な限り、日本語とあわせ、英語で情報開示を行う。

14.4 当社は、経営戦略に関連して、当社グループによるサステナビリティへの取組みを適切に開示する。また、人的資本や知的財産への投資等についても、経営戦略・経営課題を踏まえて、分かりやすく具体的に情報を開示・提供する。

14.5 当社は、未公表の情報を適切に管理し、情報の不正使用およびインサイダー取引を未然に防止する。

14.6 当社は、開示の公平性を確保するために、各四半期の決算期末日の翌日から決算発表日までを沈

黙期間とし、この期間中は、決算内容に関する質問への回答やコメントを差し控える。

## 第 V 章 コーポレートガバナンスの体制

### 第 15 条（取締役会）

15.1 取締役会は、株主による付託に基づき、当社の掲げる会社理念を踏まえて中長期的な企業価値の向上と株主共同の利益を図るべく、次の役割を担う。

15.1.1 経営の基本方針を決定する。

15.1.2 中長期のグループ経営戦略を策定する。

15.1.3 執行役の職務執行および事業運営が法令を遵守して行われるよう内部統制システムを構築し、その運用状況を監督する。

15.1.4 執行役を選任し、業務執行の決定および事業運営の権限を授権する。

15.1.5 執行役による職務執行状況を適切に指導監督する。

15.2 取締役会は、リスクマネジメント体制を構築し、当社グループの事業遂行に伴うリスクを特定し管理する。

15.3 取締役会は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会と連携する。

### 第 16 条（取締役会の構成等）

16.1 取締役会は、員数を 12 名以内とし、性別・国籍・専門性などにおいて高い多様性を満たす構成を維持促進する。

16.2 取締役会は、その過半数を当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たす独立社外取締役とする。

16.3 取締役会は会長 1 名を選定することができる。

16.4 取締役会は、定期的を開催し、必要に応じて臨時の取締役会を開催する。また、議案について取締役が十分な審議を尽くし、すべての取締役が当該議案を追加の取締役会における審議なしに承認可決する準備が整っているときには、法令および定款の定めに従い書面による決議を行うことができる。

16.5 議長は、取締役がその役割責務を果たして実効的かつ建設的な審議に貢献できるよう議題を決定する。取締役は、必要な場合にはいつでも、議案に関する情報や説明を要求することができる。

### 第 17 条（社外取締役）

17.1 社外取締役は、任期を通して、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たさなければならない。



- 17.2 社外取締役は、少数株主や社外ステークホルダーの利益に配慮して独立客観的な観点から当社グループの企業価値の継続的向上に積極的に貢献するべく、その専門性・識見・経験を活用する。
- 17.3 社外取締役は、独立的立場から会社と取締役、執行役、支配株主等との利益相反取引を監督する。
- 17.4 社外取締役は、他社の役員との兼任に関して、当社取締役（各委員会委員を含む）としての職務の遂行に支障が生じないように配慮するものとする。
- 17.5 社外取締役は、必要に応じて、社外取締役のみによる会合を持つなど、独立的立場からの客観的な議論を行うことを検討する。

## 第 18 条（CEO）

- 18.1 CEO は、取締役会の決議により選定される。
- 18.2 CEO は、取締役会から委任された業務執行に関する権限を統括する最高経営責任者であり、職務分掌に基づき他の執行役と連携して業務執行に関する意思決定を行い、業務を執行する。
- 18.3 CEO は、業務執行の状況に関して取締役会に報告する。
- 18.4 CEO は、CEO の後継者、育成プログラムの策定および遂行について責任を負う。また、毎年 1 回以上指名委員会にその実施状況を報告する。

## 第 19 条（執行役）

- 19.1 執行役は、毎年、CEO によってその候補者が指名委員会に対して提案され、指名委員会の審議を経て取締役会によって選任される。
- 19.2 執行役は、授権された職務範囲において、公正かつ合理的な決定を行い、株主共同の利益を確保して当社グループの企業価値を最大化する責務を果たすことにより誠実かつ勤勉に事業運営を行う。
- 19.3 執行役は、会社法に基づき、3 ヶ月に 1 回以上、業務執行状況を取締役に報告するとともに、必要に応じて取締役会または取締役から求められた事項について情報提供を行う。

## 第 20 条（指名委員会）

- 20.1 指名委員会は、取締役および CEO の選任候補者について検討評価し、決定する。また、CEO のサクセッションプランについて責任を負う。
- 20.2 指名委員会は、取締役の中から選任される委員 3 名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。
- 20.3 指名委員会は、委員の互選により指名委員長を選定する。
- 20.4 指名委員会は、毎年 1 回以上、定時株主総会前に開催し、必要に応じて臨時の指名委員会を開催する。
- 20.5 指名委員会は次の事項を決議する。
- 20.5.1 株主総会に提出する取締役の選任、再任および解任に関する議案の内容

20.5.2 取締役会に提出する代表執行役および執行役の選任、再任および解任に関する議案の内容

20.5.3 CEO サクセッションプランの策定および CEO による実施状況の監督、助言

20.5.4 その他法令、定款および指名委員会規程が定める事項ならびに指名委員の職務の遂行に関して必要と認める事項

20.6 指名委員会は、取締役および CEO の選解任の検討に際しては、経営経験、専門性、経歴・実績、他社の兼任状況などの取締役会が求めるスキルおよび対象者の、職務遂行状況、心身の健康状態、コンプライアンス意識などを評価して行う。候補者の選定は、性別・国籍・専門性などにおいて高い多様性の実現に配慮する。

## 第 21 条（報酬委員会）

21.1 報酬委員会は、取締役および執行役の職務遂行状況を検討、評価し、報酬に関する提案および決定の方針に基づき個人別の報酬等の内容を決定する。執行役の報酬は、健全な起業家精神の発揮に資するようなインセンティブを付与したものとする。

21.2 報酬委員会は、取締役の中から選任される委員 3 名以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。

21.3 報酬委員会は、委員の互選により報酬委員長を選定する。

21.4 報酬委員会は、原則として、毎年 1 回以上、適切な時期に開催し、必要に応じて、臨時の報酬委員会を開催する。

21.5 報酬委員会は、次の事項を決議する。

21.5.1 取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

21.5.2 取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の内容

21.5.3 その他、法令、定款および報酬委員会規程が定める事項ならびに報酬委員の職務の遂行に関して必要と認める事項

21.6 報酬等の決定に際しては、対象者の担う役割・責務、遂行した職務の内容、功績や会社への貢献度、同業他社水準などを勘案する。

## 第 22 条（監査委員会）

22.1 監査委員会は、インターナルオーディット部の監査活動を十分活用し、監査法人との緊密な関係の下でその職務を行う。

22.1.1 取締役および執行役の職務の執行の監査ならびに監査報告の作成

22.1.2 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定

22.1.3 内部統制システムの構築および運用状況ならびに全社リスクマネジメント状況の監督

22.1.4 その他会社法が定める事項

22.2 監査委員会は、取締役の中から選任される財務・会計・法律に関する知見を有する監査委員 3 名

以上で組織し、その過半数は社外取締役とする。また、監査委員は、当社、当社子会社の執行役、業務執行取締役または支配人その他の使用人を兼ねることはできない。

22.3 監査委員会は、委員の互選により監査委員長を選定する。

22.4 監査委員会は、原則として1か月に1回定例開催し、必要に応じて臨時の監査委員会を開催する。

22.5 監査委員会は、次の事項を決議する。

22.5.1 監査の方針および方法、監査計画、監査業務の分担、監査費用

22.5.2 監査委員による取締役、執行役、使用人等に対する調査権限に関する事項

22.5.3 前号による調査報告に関する事項

22.5.4 取締役会に対する監査委員会の職務施行状況報告を行う委員の指名

22.5.5 株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容（会計監査人の独立性および専門性の確認を含む。）

22.5.6 当社と取締役または執行役の間の訴訟について会社を代表する監査委員の指名（監査委員が訴えの当事者である場合を除く）

22.5.7 監査報告の内容

22.5.8 会計監査人の報酬決定に関する同意

22.5.9 その他法令、定款および当社の監査委員会規程が定める事項ならびに監査委員の職務の遂行に関して必要と認める事項

22.6 監査委員会は、職務執行に必要な情報をインターナルオーディット部や事務局等を通じて積極的に会社から取得するよう努めるものとし、当社は、監査委員の要求に応じて、適切に対応支援する。

22.7 会計監査人または取締役、執行役その他の者から報告を受けた監査委員は、遅滞なく、その旨を監査委員会に報告する。

## 第23条（任意の委員会）

23.1 取締役会は、その決議をもって経営環境、市場の状況、社会的関心やニーズなどに応じて、任意の委員会を設置できる。

23.2 前項に基づき設置された委員会は、委員長を定めるものとし、当該委員長は、取締役会に対して随時活動報告を行う。

## 第24条（会社による支援）

24.1 当社は、取締役会、指名委員会、報酬委員会、監査委員会に事務局を設ける。

24.2 各事務局は、議長、委員長、取締役および執行役との連絡を密にし、年間スケジュールの策定、適時、適切な議題の選定、会議の設定、会議資料の準備・十分に猶予を持った配付・議事録の作成、その他、実効的な審議に資する経営情報・製品状況・技術情報の提供などを実施・支援する。

24.3 事務局は、特に社外取締役から情報提供や執行役その他重要な使用人との面談などの要望があ

った場合には、速やかに対応する。

24.4 当社は、新任の取締役、執行役に対して、就任時その他必要に応じて、職務の遂行に必要なまたは有用と認める事項について研修・トレーニングの機会を提供する。また、取締役、執行役による社外研修受講や専門家相談などの要望があった場合には、速やかにその趣旨、必要性等を検討し適切に対応する。

## 第 25 条（実効性評価）

25.1 取締役会は、毎年度、取締役会ならびに指名委員会、報酬委員会および監査委員会の組織、運営の実効性を検証し、その結果の概要をさらなる改善課題と実施策とともに公表する。

## 第 26 条（会計監査人）

26.1 当社は、会計監査人を設置する。

26.2 当社は、会計監査人を株主総会において選任し、その任期は 1 年とする。別段の決議がされなかったときは、現任の会計監査人は再任されたものとみなす。

26.3 当社は、会計監査人が任期期間を通じて独立性および求められる専門性の要件を満たすことを確認する。

26.4 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得てこれを定める。

26.5 当社は、会計監査人の求めに応じて、当社の取締役、執行役、インターナルオーディット部、経理部などを通じて情報を提供するなど適切な対応を行う。

## 第 27 条（内部監査）

27.1 当社は経営執行部門から独立した内部監査機能としてインターナルオーディット部を設置する。

27.2 インターナルオーディット部は、当社および当社の子会社のすべての部署を対象に、業務監査および内部統制監査を実施し、その結果を踏まえて改善提案を行う。内部監査の結果は、CEO、監査委員会および取締役会に対して報告する。

27.3 インターナルオーディット部は、随時、監査委員会および会計監査人と連携し、効率的に監査業務を実施する。

## 附 則

本ガイドラインは、2022 年 11 月 15 日に制定、実施する。

本ガイドラインは、2024 年 4 月 1 日に改定実施する。

以上

## (別紙) 「社外役員の独立性に関する基準」

当社は、社外取締役が次のいずれにも該当しない場合は、当該社外取締役は独立性を有するものと判断します。

1. 当社グループ（当社及び当社の関係会社をいう。）の業務執行取締役、執行役その他の役員または従業員（以下「業務執行者」と総称する。）である者または業務執行者であった者
2. 過去 3 事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループの主要な取引先（当社と取引先との間の年間取引金額（製品・役務の提供、調達にかかる金額）がいずれかの連結売上高の 2 %を超える場合の当該取引先または事業年度末における借入残高が当社の連結総資産の 2 %を超える金融機関、それらの親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社）の業務執行者
3. 過去 3 事業年度のいずれかの事業年度において、当社グループから、役員としての報酬以外に 1,000 万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
4. 過去 3 事業年度のいずれかの事業年度において、当社またはその連結子会社の会計監査人である監査法人に所属する者
5. 直近の事業年度末において、当社の主要株主（自己または他人の名義をもって議決権ベースで 10% 以上の当社株式を保有する株主）またはその業務執行者
6. 上記 1. から 5. までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族。ただし、業務執行者については、重要な地位にある者である場合に限る。「重要な地位にある者」とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
7. その他、一般株主との利益相反が生じるおそれがあり、独立した社外取締役として職務を果たすことができないと合理的に判断される事情を有している者

以上